



成年後見制度 活用検討 ガイドライン

令和3年3月

厚木市権利擁護支援センター
(厚木市社会福祉協議会)



ガイドラインの活用方法について

判断能力が不十分な方は、自分の権利が行使できない、また権利侵害にあう可能性が常にあります。支援を必要とする方の権利を守る方法の一つとして成年後見制度や日常生活自立支援事業があります。必要な時に必要な制度やサービスに結びつけることができるように成年後見制度や日常生活自立支援事業の活用を検討していきます。

本ガイドラインは、相談援助従事者（介護支援専門員や相談支援専門員等）が、様々な相談を受ける中で必要なサービスや制度に結びつけることができるよう、制度等の利用を検討する時に活用されることを想定し作成されています。

1 成年後見制度活用検討フローチャート



- 契約行為・財産管理等に課題がある場合、どのような流れで成年後見制度の活用を検討すべきか示しています。
- ガイドラインや調査票を用いながら、検討を進めます。

2 成年後見制度活用検討ガイドライン



- 契約行為・財産管理等に課題がある場合は、成年後見制度の活用の他、日常生活自立支援事業の利用を検討することができます。
- ガイドラインでは、日常生活自立支援事業と成年後見制度の支援内容について比較検討ができるように作成されています。「ガイドライン使用時の留意事項」（4ページ）を参考にしながらご使用ください。

3 成年後見制度にかかる調査票

- 成年後見制度の活用が望ましいと考えられる場合は「成年後見制度に係る調査票」を作成し、厚木市権利擁護支援センター等の関係機関と情報を共有します。
- 検討の結果、後見等開始審判申立てを行う場合には、厚木市権利擁護支援センターや支援者で提出書類の作成など、申立て支援を行います。市長申立ての検討が必要であれば、厚木市へ情報提供を行います。



成年後見制度活用検討フローチャート

各種相談 ⇒ アセスメント ⇒ 生活上の課題整理

契約行為・財産管理等に課題あり

契約行為・財産管理等に課題なし

成年後見制度活用検討ガイドライン (P3-4)
(成年後見制度・日常生活自立支援事業の活用を検討)

他の支援制度へ

□に✓がある場合

日常生活自立支援事業の利用へ

成年後見制度の利用へ

☆のみに✓があり日常生活自立支援事業で課題解決が可能な場合

1 事前準備 成年後見にかかる調査票 (P5-6)

本人の判断能力、日常生活、経済状況等を把握し、支援者間で情報を共有する。
(※関係機関の情報共有ツールとして使用)

2 申立ての必要性について検討

関係機関等でケース検討会等を開催し必要性を判断
(※判断に迷う場合は、厚木市権利擁護支援センターへ相談)

必要性なし

他の支援制度へ

必要性あり

3 申立ての検討

① 本人申立て

本人が
申立てを行う能力がある
申立ての必要性が理解できる
申立ての意思がある
申立て手続きを進めることができる

② 親族申立て

四親等内の親族が
いることがわかっている
本人の状況を把握することができる
申立ての必要性が理解できる
申立ての意思がある
申立て手続きを進めることができる

③ 市長申立て

①の本人申立てができない
②の親族申立てができない
すべて✓の場合は市長申立てへ

○認知症高齢者の方
⇒厚木市介護福祉課へ
○精神障がい・知的障がい・身体障がい
⇒厚木市障がい福祉課へ

すべて✓の場合は
本人申立てへ

すべて✓の場合は
親族申立てへ

4 申立て支援

申立て支援が必要な場合は、厚木市権利擁護支援センターと支援者が連携し、申立て手続きを支援
(必要に応じ、代理申立てや書類作成委任も検討する)

市長申立て要請書を支援者が作成(福祉関係者や医療機関、厚木市権利擁護支援センター等)

5 成年後見人等候補者の検討

本人の生活状況、解決すべき課題に応じて、適切な後見人等候補者を検討
親族・第三者(専門職・市民後見人、法人等)

6 後見等開始の審判申立て(家庭裁判所へ)

調査・審問・鑑定 ⇒ 審判 ⇒ 審判の確定・登記



成年後見制度活用検討ガイドライン

※厚木市権利擁護支援センターのホームページからダウンロードすることができます。

【対象者氏名】 _____ 【記入者名】 _____

成年後見制度の活用が望ましいと思われる要件

☆だけに✓がある場合は、日常生活自立支援事業でも対応可能です。

✓が一つでもある場合は、成年後見制度の活用をご検討ください。

1. 判断能力

① 何らかの認知症、知的障がい、精神障がいを有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。(補助相当)	☆
② 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。(保佐相当)	☆
③ 日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。知的障がいの場合は、手帳A。(後見相当)	□

2. 財産管理

① 日常的な金銭管理に支援が必要。	☆
② 通帳や印鑑の紛失・再発行を繰り返してしまう。	☆
③ 年金・手当等の受取手続きが必要。	☆
④ 生命保険などの請求手続きが必要。	□
⑤ 税金の申告が必要。	□
⑥ 賃貸借契約の手続きが必要。	□
⑦ 高額な買物をしたり、消費者被害に遭ったことがある。	□
⑧ 不動産処分や定期預金の解約手続きなどが必要。	□
⑨ 借金や他人の保証人になってしまう。	□
⑩ 借金の整理、ローンの返済が必要。	□
⑪ 遺産分割(相続を受ける)手続きが必要。	□
⑫ 裁判所の手続きが必要。	□
⑬ 訴訟手続きが必要。	□
⑭ 親族や親族以外から財産侵害がある。	□

3. 身上保護

① 福祉サービスの内容が理解でき、支援すれば本人が契約可能	☆
② 福祉サービスの内容が理解できず、本人に代わって契約が必要	□

特記事項



成年後見制度活用検討ガイドライン使用時の留意事項

ガイドラインの視点

- 後見相当で判断能力が全くない方は、日常生活自立支援事業や身元保証等の契約をすることはできませんので、成年後見制度による支援が必要です。
- 親族などの支援者がいない、または、支援者がいても高齢・遠方である場合は、将来の金銭管理や入院・入所等の契約に備えるために、予防的な活用も視野に入れて、導入を検討する必要があります。

成年後見制度に関する留意事項

- 成年後見人等は入院・入所契約の身元保証人になることはできませんが、成年後見人等が適切に金銭管理を行い、入院・入所契約をすることによって解決可能な場合もあります。
- 成年後見人等には、医療行為（与薬、注射、輸血、放射線治療、手術等）に対する決定及び同意の権限は認められていません。
- 成年後見制度は、一度審判されると本人が病気などから回復し、判断能力を取り戻すか、亡くなるまで続きます。たとえ、申立てのきっかけとなった事案（遺産分割、保険金の受け取り等）が終了しても後見人の業務は継続されることになります。
- 成年後見制度は、後見人等への報酬負担が発生する場合があります。

日常生活自立支援事業に関する留意事項

- 1 判断能力** 日常生活自立支援事業の契約については、①契約能力（年金等がどの通帳に入金されているか答えることができる等）、②本人の利用意向、③契約の必要性、を確認のうえ締結することになります。
- 2 財産管理** 日常生活自立支援事業における財産管理は、日常生活の範囲に限られます。また、取消権がないため、悪徳商法等の被害などへの対応については限界があります。
- 3 身上保護** 日常生活自立支援事業では、福祉サービスの内容が理解できる場合は、本人が締結する契約を支援することは可能です。しかし、内容が理解できず本人に代わっての契約が必要な場合は、日常生活自立支援事業の範囲を超える事項になるため、成年後見制度の導入が必要になります。



成年後見にかかる調査票

記入年月日	年 月 日 ()	所属名	
記入者		TEL	

相談者		本人との続柄		
		TEL		
本人基本項目	フリガナ			M・T・S・H
	氏名	生年月日		年 月 日 () 歳
	住所 (住民票上)	市 電話(自宅等) (携帯等)		
	居住地 (現住所地)	市 電話(自宅等) (携帯等)		
	障害とその程度	1 高齢者【未申請・申請中・認定済〔要支援()・要介護()】】 2 知的障がい者【療育手帳 あり() ・ なし】 3 精神障がい者【保健福祉手帳 あり() 級 ・ なし】 【自立支援医療の利用 あり ・ なし】 4 身体障がい者【身体障がい者手帳 あり() 種() 級 ・ なし】		
	財産状況	収入総額 月() 円	支出総額 月() 円	資産
	1 年金 円	1 家賃 円	預金 円	
	2 生活保護 円	2 福祉サービス利用料 円	負債 円	
	3 賃金 円	3 生活費(食費等) 円	不動産 あり・なし	
	4 その他() 円	4 その他() 円		
支援が必要な 状況・経緯	1 財産管理 2 身上保護 3 虐待及び権利侵害 4 その他 (具体的な事情)			
成年後見制度に関 する本人の意向				
本人の健康情報	健康状態	病 気(あり ・ なし) ありの場合、症状()		
		既往歴(あり ・ なし) ありの場合、病名()		
		かかりつけ医(あり ・ なし) ありの場合、病院名() 成年後見制度申立の診断書作成依頼(可 ・ 不可 ・ 要調整)		
	ADL	(心身の状況) (日常生活の状況) 【障害高齢者の日常生活自立度】 自立 J1 J2 A1 A2 B1 B2 C1 C2 【認知症高齢者の日常生活自立度】 自立 I IIa IIb IIIa IIIb IV M 【障害支援区分】 非該当 区分1 区分2 区分3 区分4 区分5 区分6		
福祉介護サービス 利用状況				
日常生活自立支援 事業の利用	1 利用していない 2 申込み中 3 利用中 (年 月頃から) → サービス内容(金銭管理 ・ 書類預かり)			

本人の能力	※あてはまるものに○,あてはまらないものに×,その時々で違う場合は△をつけてください。	
	() 氏名を答えられる	() 年齢を正確に答えられる
	() 今日の日付を答えられる	() 今何時かがわかる
	() 今どこに居るかがわかる	() 直近の食事内容を答えられる
	() 家族と他人との区別がつく	() 排泄が自力でできる
	() 入浴が自力でできる	() 一人で買い物ができる
	() 火の始末ができる	() 食事の用意ができる
	() 簡単な足し算・引き算ができる	() 部屋の片付けができる

家族情報	氏名	続柄	年齢	交流状況	申立の意向	家族構成図
				あり・なし	あり・なし	
				あり・なし	あり・なし	
				あり・なし	あり・なし	
				あり・なし	あり・なし	
	緊急連絡先 (氏名 続柄)					
(TEL 携帯)						
(住所)						

本人と家族 の人間関係	
----------------	--

キーパーソン 氏名・年齢・続柄	問題解決の協力者 (氏名: 年齢: 続柄:)
	申立人 (4親等内の親族) あり・なし (氏名: 年齢: 続柄:)
	望ましい成年後見人等候補者 (氏名: 年齢: 続柄:) A親族 B弁護士 C司法書士 D社会福祉士 E法人 F市民後見人 Gその他 ()

後見の種類 及び内容等	<input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 補助
	(必要と見込まれるものに <input checked="" type="checkbox"/>)
	<input type="checkbox"/> 財産管理 <input type="checkbox"/> 裁判所の手続 <input type="checkbox"/> 預貯金の払出し、解約 <input type="checkbox"/> 訪問販売等の契約の取り消し <input type="checkbox"/> 保険金の受領 <input type="checkbox"/> 不動産処分 <input type="checkbox"/> 遺産分割 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 施設入所、病院入院の契約締結 ()

特記事項

ケース会議 (年 月 日開催)	
(参加メンバー)	
(検討内容)	
(処遇方向)	
成年後見の必要性の有無	1あり 2なし
今後の対応	1市長申立てを依頼 2親族申立てを勧奨 3他制度・サービスの利用 4その他 ()